

運営事務局会議における検討状況

1.平成 30 年度 運営事務局会議開催状況

	開催日	議事
第 1 回運営事務局会議	平成 30 年 6 月 5 日 (火)	1 区自立支援協議会報告会と運営事務局会議の統合について 2 相談支援連絡会における班の体制について 3 区自立支援協議会の報告について 4 昨年度までの検討事項について
第 2 回運営事務局会議	平成 30 年 8 月 28 日 (火)	1 就労支援に係る会議の開催状況について 2 区自立支援協議会の報告について 3 相談支援連絡会(各班を含む)の活動報告について
第 3 回運営事務局会議	平成 30 年 11 月 29 日(木)	1 区自立支援協議会の報告について 2 第 21 回全体会における要望事項について 3 就労支援に関する課題について 4 短期入所の利用状況等について 5 相談支援連絡会(各班を含む)の活動報告について
第 4 回運営事務局会議	平成 31 年 3 月 6 日(水)	1 区自立支援協議会の報告について 2 就労支援に関する課題について 3 相談支援連絡会(各班を含む)の活動報告について 4 検討・要望事項の整理について 5 個別相談支援の登録対象者の拡大について(地域生活支援拠点等)

2.平成 30 年度 運営事務局会議委員名簿

敬称略

No	所属	氏名	所管区	備考
1	(福)いぶきサポート協会 きぼう福祉園	広岡 優次	東	
2	(福)新潟みずほ福祉会 第2みずほ園	海老 郁夫	西	
3	障がい者基幹相談支援センター東	今田 靖久	北	
4	障がい者基幹相談支援センター中央	山田 恵	中央	
5	障がい者基幹相談支援センター秋葉	杉山 貴則	江南	
6	障がい者基幹相談支援センター西	竹田 一光	西	相談支援連絡会
7	中央区役所健康福祉課障がい福祉係	如澤 栄輝	中央	
8	秋葉区役所健康福祉課障がい福祉係	金子 真也	秋葉	
9	南区役所健康福祉課障がい福祉係	白倉 実	南	
10	西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係 係長	織田島 麻美子	西蒲	
	障がい福祉課介護給付係 係長	杉本 浩		事務局
	〃	工藤 朋大		〃

3. 昨年度までの要望・検討事項について

No	検討・要望事項	検討内容等
(1)	夕方支援について (北区自立支援協議会より)	<p>在学中の放課後等デイサービスは18時頃まで利用できたが、卒業後の通所施設は15時～16時に終了するため、本人の生活リズムが乱れ、家族がフルタイムの仕事を辞めなければならない可能性も。移動支援、短期入所、日中一時支援などを利用することもあるが、空きがない場合もある。これを踏まえ、生活介護事業所の朝夕のサービス提供に応じた加算創設、就労系サービス事業所の延長支援加算の創設等に関する要望。(H29.10.5 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：北区で引き続き検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通所施設の利用時間を原因に、生活リズムが崩れて本人に影響を及ぼしたケースがどの程度あるのか。また、フルタイムで働いていたが退職してしまった保護者が何人いるのかなど、まずは区での詳細な課題分析を改めて依頼。</p> <p>それを踏まえ、真に取り組むべきは加算の創設なのか、再度検討する。</p> </div>
(2)	計画相談支援事業所の整備について (西区自立支援協議会より)	<p>計画相談支援事業所の整備が進まない。南区と江南区には1ヶ所しかないため地域差も発生している。状況改善のため、具体的対策の検討を要望。(H29.10.5 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：相談支援体制強化班で検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・相談支援体制強化班では、「相談支援体制法人向け説明会」を開催し、各法人に対して相談支援事業所の開設や既存事業所の相談支援専門員の増員を</p> </div>

		<p>働きかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所数は 36 事業所(H30.3 時点)から 43 事業所(H31.2 時点)に増加し、また既存事業所においても相談支援専門員増員の動きがあった。(江南区においても 1 事業所が新設された。) ・今後も相談支援専門員の増員及びその質の向上に向けた取組みを進めていく。
(3)	<p>重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者のより、身近な地域で利用できる福祉サービスの充実について (H29.12.1 区報告会) (西蒲区自立支援協議会より)</p>	<p>重症心身障がい児や、医療的ケアが必要な障がい児者が利用できる施設が西蒲区内で確保できず、市内他区の施設は通いづらい。学校関係者からも卒業生の実習先・進路調整で苦慮するとの報告があった。重症心身障がい児や、医療的ケアが必要な障がい児者にとって、身近な地域で利用できるサービスの充実に向け、市の現状を把握するための調査を実施し、必要なニーズを協議できる場の創設を要望する。 (H29.12.15 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：協議の場として療育等支援班を設置</p> <div data-bbox="726 1350 1481 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>療育等支援班では各区の療育支援の地域診断を実施した。詳細は資料 3 のとおり。</p> </div>

<p>(4)</p>	<p>自立支援協議会の体制の見直しについて (運営事務局会議より)</p>	<p>地域から上がった課題を整理し、議論していくため、現在の自立支援協議会の体制の中に専門部会の設置を要望する。</p> <p>既設の相談支援連絡会の他、就労支援部会、療育支援部会、権利擁護部会、精神障がい者地域移行地域定着支援部会など。</p> <p>これまでの行政に頼る運営ではなく、事務局を民間が担い、民間主体の協議会運営を目指したい。</p> <p>(H30.3.7 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：協議の場として相談支援連絡会に 4 つの班を設置。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>相談支援連絡会における 4 つの班ではそれぞれ設定した課題について検討を行った。詳細は資料 3 のとおり。平成 31 年度以降も引き続き 4 つの班を継続する。</p> <p>就労支援関係については、平成 31 年度から中央区自立支援協議会において就労支援ワーキンググループを立ち上げる予定であり、今年度はその準備会議として課題整理等を行った。</p> </div>
------------	---	--

<p>(5)</p>	<p>移動支援事業について (西区自立支援協議会より)</p>	<p>療育手帳Bと自閉症スペクトラムの10代に対する支援の中で、移動支援が必要となったが、空きがなく断られてしまうというケースが発生した。</p> <p>真に必要な人が利用できない状況であり、将来の補完と緊急性の精査などを含め、制度の見直しを要望する。</p> <p>(H30.3.7 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：西区で引き続き検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題の検討と分析を区で取り組み、整理した内容を改めて運営事務局会議に上げる。</p> </div>
------------	-------------------------------------	---

4. 今年度の検討課題について

No	検討・要望事項	検討内容等
(1)	<p>入所待機者の解消について (北区自立支援協議会より)</p>	<p>施設入所支援の待機者が減らないため、入所を希望してもなかなか入所できない現状がある。また、入所順が回っても断るケースが後を絶たない。入所調整会議を市で担当するのはどうか。</p> <p>※北区だけで検討する範囲を超えていると思われる。 (H30.8.28 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：地域移行・定着班で引き続き検討予定</p>
(2)	<p>緊急時の短期入所の利用について (中央区自立支援協議会より)</p>	<p>不測の事態に備え、短期入所を支給決定しているものの、本人または保護者の了解を得られずに短期入所を利用していないケースが多い。緊急時に短期入所が必要になった場合に、それまで一度も利用がなかった場合に事業所側は本人の特性がわからないため受け入れを躊躇してしまう。</p> <p>(H30.8.28 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：検討終了</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業者数の増、緊急短期入所受入加算の算定要件の変更(H30 年度～)など、緊急時の受け入れ環境は向上しつつある。 ・短期入所支給決定者のうち、実際に1回以上短期入所事業所を利用したことがある方は半数未満にとどまっている。 ・お守り的な短期入所の支給決定は法令等に抵触するわけではない。そのため、各区ケースワーカー等を通じて、緊急時を見据えた平時の短期入所利用を働きかけていく。 </div>

		<p>※短期入所事業所数の推移</p> <p>29 事業所(H27.12 末)→39 事業所(H30.12 末)</p> <p>※短期入所の利用状況</p> <p>H29.4 時点の支給決定者 1,274 人のうち、 H29 年度中に 1 度以上の利用 590 人(46.3%)</p>
(3)	<p>医療的ケアが必要な障がい児者の対応に係る検討の場の設置について (秋葉区自立支援協議会より)</p>	<p>平成 28 年度、平成 29 年度に取り組んだたん吸引が必要な障がい児者の実態調査結果を踏まえ、市全体で医療的ケアが必要な障がい児者の住み慣れた地域をより良くするために医療を含めた多職種でどのような取り組みができるか検討する場の創設を求める。あわせて、秋葉区自立支援協議会でも検討を継続する。</p> <p>(H30.8.28 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：秋葉区及び療育等支援班で引き続き検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区における検討は秋葉区自立支援協議会、市における検討は療育等支援班が担当する。</p> <p>基幹相談支援センターに配置する障がい児支援コーディネーターが医療的ケア児等コーディネーター養成研修を順次受講する予定。</p> </div>
(4)	<p>児童相談所での対応が終了しなかった虐待ケースについて (東区自立支援協議会より)</p>	<p>児童相談所での対応が終了しなかったケースを他サービス等でそのまま引き継ぐのは難しい。解決の道筋をつけてから引き継ぐ仕組みを整備できないか。</p> <p>(H31.3.6 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：運営事務局会議で検討を行う</p>

<p>(5)</p>	<p>虐待対応マニュアルの課題整理と改善について① (東区自立支援協議会より)</p>	<p>擁護者による虐待の場合、本人支援に加えて擁護者支援を必要とする場合が多い。虐待の判断と支援を同職員(同機関)が行うのは、信頼関係を築く上で困難であることから、擁護者虐待の受付等は障がい福祉課、支援の方向性を定めて実施するのは区役所と明確に分けたほうが良い。 (H31.3.6 運営事務局会議) ▼ 状況：権利擁護班で検討を行う</p>
<p>(6)</p>	<p>虐待対応マニュアルの課題整理と改善について② (東区自立支援協議会より)</p>	<p>緊急性が高いと判断し、保護・分離など積極的な介入をすべきと判断した場合、「契約による障がい福祉サービスの利用」、「やむを得ない措置」「独自に確保する居室における一時保護」の選択肢があるが、被虐待者に暴力等の問題行動がみられたり、被虐待者の判断力が低く契約者になりがたい場合に、契約による障がい福祉サービスの利用は困難である。また、「やむを得ない措置」及び「独自に確保する居室における一時保護」も活用しにくい状況であるから、実際に活用できる仕組みの整備を要望する。 (H31.3.6 運営事務局会議) ▼ 状況：権利擁護班で検討を行う</p>

(7)	<p>障がいのある方の自己権利擁護（セルフアドボカシー）について （西区自立支援協議会より）</p>	<p>障がいのある方のセルフケアを高める学習の場が少ないため、社会生活上のトラブルが起こりやすい。「暮らしのルールブック(※)」の普及など、これからも市全体として取り組みを進めていただきたい。同時に、当事者同士が学び合える地域づくりを進めていただきたい。</p> <p>(H31.3.6 運営事務局会議)</p> <p>▼</p> <p>状況：権利擁護班で検討を行う</p>
-----	--	---

※暮らしのルールブックとは

知的障がい、発達障がいのある人のために作成された「してはいけないこと、犯罪になること、犯罪に巻き込まれる危険があること、気をつけたいこと」などがわかりやすくイラストで描かれたテキストです。

主な対象者

知的障がい、発達障がいがある方（グループホーム利用者、職業訓練中の方、一般就労されている方、特別支援学校生など）

